

議案第九十二号

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年十一月二十日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報を提供するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月中央区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項の次に次のように加える。

一の二の二 区 長	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの
--------------	---

別表第二の四の二の二の項の次に次のように加える。

特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの

四の二の三 区長

された大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であつて区規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

個人番号を利用することができる事務に大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務を追加するため、この条例案を提出します。